

令和6年度第5回多良木町議会(12月定例会議)

招 集 年 月 日	令和6年12月10日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和6年12月10日		午前10時00分	
開 閉 宣 告	散	会	令和6年12月10日		午前11時53分	
応招（不応招）	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
議員及び出席	1	○	宇 佐 信 行	6	○	久保田 武治
欠席議員	2	○	坂 口 幸 法	7	○	豊 永 好 人
○ 出 席	3	○	林 田 俊 策	8	○	猪 原 清
× 欠 席	4	○	魚 住 憲 一	9	○	落 合 健 治
△ 不応招	5	○	源 嶋 た ま み	10	○	前 田 文
会議録署名議員	6番	久 保 田 武 治		8番	猪 原 清	
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	林 田 浩 之		議 事 参 事	矢 立 志 穂	
説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名		職 名	氏 名	
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎		生涯学習課長	黒 木 庄 一 朗	
	副 町 長	日 田 雅 仁		生涯学習課		
	教 育 長			住民ほけん課長	竹 下 政 孝	
	会 計 管 理 者	木 下 孝 二		住民ほけん課		
	総 務 課 長	東 健 一 郎		福 祉 課 長	新 堀 英 治	
	総 務 課			福 祉 課		
	企画観光課長	浅 川 英 司		建 設 課 長	林 田 裕 一	
	企画観光課			建 設 課		
	危機管理防災課長	椎 葉 純		農林整備課長	水 田 寛 明	
	危機管理防災課			農 林 整 備 課		
	税 務 課 長	椎 葉 直 宏		産業振興課長	魚 住 雅 彦	
	農委事務局長	大 森 博 範		産 業 振 興 課		

会 議 に 付 し た 事 件

報告第13号	損害賠償の額を定めることについて
報告第14号	損害賠償の額を定めることについて
議案第39号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
議案第40号	人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
議案第41号	令和6年度庁舎防災用非常電源設備整備工事請負変更契約の締結について
議案第42号	地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて
議案第43号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて
議案第44号	多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第45号	多良木町ふれあい交流センターえびすの湯設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第46号	多良木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第47号	多良木町上水道事業給水条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第48号	令和6年度多良木町一般会計補正予算（第6号）
議案第49号	令和6年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
議案第50号	令和6年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第51号	令和6年度多良木町上水道事業会計補正予算（第1号）
議案第52号	令和6年度多良木町下水道事業会計補正予算（第1号）

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長（宇佐信行議員）

ただいまの出席議員は 10 名です。
全員出席ですので、会議は成立いたしております。
なお、説明員の佐藤教育長から欠席届が出ております。
その他は全員出席でございます。
ただいまから令和 6 年度第 5 回多良木町議会（12 月定例会議）を開きます。
これから、本日の会議を開きます。
議会運営委員長の報告を求めます。
9 番、落合健治議員。

○9 番（落合健治議員）

皆さんおはようございます。
議会運営委員長の報告をいたします。
令和 6 年 12 月 4 日及び本日 12 月 10 日、委員会室におきまして、議会運営委員会を開催し、付議事件について執行部の説明を求め、令和 6 年度第 5 回多良木町議会 12 月定例会議の会期、議事日程及び議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項等について審議をいたしました。
会議日程については本日 12 月 10 日から 12 月 16 日までとし、議事日程につきましては、会議日程及び議事日程表のとおりいたします。
本日は日程第 4、報告第 13 号及び日程第 5、報告第 14 号について報告を受けた後、日程第 6、議案第 39 号及び日程第 7、議案第 40 号の審議採決をお願いいたします。
日程第 8、議案第 41 号から日程第 19、議案第 52 号については議案説明のみを行い、審議採決については、12 月 13 日をお願いいたします。
12 月 16 日は一般質問を行います。
今回、4 名の方より通告があっております。
配付データのと通りの順番で行います。
なお、今回の質問時間は、試験的に 60 分以内を目標で行います。タイマーもそのまま 90 分で行いますので、質問者及び答弁者、皆さんの協力をお願いいたします。
請願・陳情につきましては、今回 2 件の提出があっております。
1 件は配付してあります、議員配付一覧表のとおり議員配付、1 件は議長預かりといたしました。
12 月 16 日議会最終日の日程第 2、同意第 3 号の人事案件につきましては、起立による表決といたします。
以上、慎重審議をいたしましたので報告をいたします。
なお、詳細について不明な点は私か事務局長にお尋ねください。
以上で報告を終わります。

○議長（宇佐信行議員）

それでは、会議日程及び議事日程につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおりとし、多良木町議会会議規則第 20 条の規定によって、配付しておきました日程表のとおり議事を進めてまいります。

日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

○議長（宇佐信行議員）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
多良木町議会会議規則第 126 条の規定により、6 番、久保田武治議員、8 番、猪原清議員の両名を指名いたします。

日程第2 「諸般の報告及び行政報告について」

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第2、諸般の報告及び行政報告を行います。

議長としての報告事項は、配付しております報告書のとおりでございます。

詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたします。

私からの報告は以上で終わります。

なお、配付しておりますとおり多良木町監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定により、令和6年度定期監査の結果に関する報告書及び地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和6年度8月分、9月分、10月分の例月出納検査の結果報告書が議会に提出されておりますので、報告いたします。

次に、一部事務組合等の報告をお願いいたします。

公立多良木病院企業団、10番、前田文議員。

○10番（前田 文議員）

おはようございます。

それでは、令和6年第4回球磨郡公立多良木病院企業団議会の定例会の報告をいたします。

定例会は12月5日木曜日に招集、会期を1日として開催されました。

一般質問が2件、議案が4件で、議案第12号は熊本市市町村事務組規約改正、第13号は育児休暇の条例の一部の改正、議案第14号は令和6年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業、介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計補正予算。議案第15号は令和6年度球磨郡公立多良木病院企業団、上球磨包括支援センター特別会計補正予算。

以上、慎重審議した結果、全議案いずれも原案どおり可決されました。

一般質問については、多良木選出の猪原議員より、医療事故発生時における当院の調査報告体制について、同じく久保田議員より、職員の処遇改善、医療スタッフの確保、医療事故調査制度について問われました。

何かご質問の際は、公立多良木病院企業団議会議員へお尋ねください。

以上、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告を終わります。

○議長（宇佐信行議員）

次に、人吉球磨広域行政組合、5番、源嶋たまみ議員。

○5番（源嶋たまみ議員）

おはようございます。

人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告をいたします。

令和6年11月29日金曜日、午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室で第4回人吉球磨広域行政組合定例会が行われました。

日程第1の議席の指定では、湯前町議会議員の任期満了に伴う改正により、新たに選出されました議員の議席を10番、遠坂道太議員、11番、田山幸平議員に指定されました。

会期の決定では、議会運営委員長の田代利一議員から、会期を11月29日に開会し、11月30日から12月24日までを休会、12月25日を閉会とする27日間に決定しました。

認定第1号では、令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長の牛塚孝浩議員、人吉市、から審査結果の報告を受け、質疑、採決の結果、全員異議なく、委員長の報告のとおり「認定」することに決定しました。

議案第6号、人吉球磨広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例の制定についてと、議案第7号、令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算については、審議採決の結果、全員異議なく、原案のとおり「可決」いたしました。

議案第8号につきましては、12月25日の閉会の日に採決することになりました。

以上、令和6年度第4回人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

何か質問のある方は、行政組合議員の坂口議員か私のほうにお尋ねください。

○議長（宇佐信行議員）

次に、上球磨消防組合、7番、豊永好人議員。

○7番（豊永好人議員）

皆さんおはようございます。

それではですね、令和6年度第2回上球磨消防組合定例会の報告をさせていただきます。

令和6年12月3日、午後2時から上球磨会議室で行いました。

日程第1、議席の指定ということで、今度は改選前の、改選ということで、2番の倉本さんが2番という議席を確定しました。

日程第2、会議録署名者議員の指名、日程第3、会議の決定1日、日程第4、行政報告ということで、中嶽組合長より報告ありました。

議案の説明については、中嶽組合長に、認定第1号並びに議案が4件の議案に対して説明がありました。

まずは、認定第1号、令和5年度上球磨消防組合一般会計歳入歳出決算認定については、タブレットの方に数字がもう載っていますので、皆さん見てください。

議案第8号、熊本県市町村総合事務組合共同処理に関する変更及び規約の一部変更についてもありました。

議案第9号、上球磨消防組合消防本部及び消防署設置条例について、議案第11号、上球磨消防組合負担金に関する特例条条例の制定について、議案第12号、令和6年度上球磨消防組合一般会計補正予算ということで、補正予算は人事院勧告より、予算増ということで、認定1件、議案が4件、全て原案どおり可決承認されました。

一般質問はありませんでした。

そのあと、そのあと議員懇談会がありまして、実は消防の分署の統廃合ということで、中嶽組合長から報告がありました。

その件については、松岡組合長より、上球磨消防署のほうに説明があり、まずは上球磨消防署の本部の本所のほうは梢山の方に決定するという、下球磨のほうに決定すると、決定したということで、あとは、あさぎりの支所と、それと今の錦のほうにある分署をどうするかということで、いろいろ説明があったようで、その中で、1番、関心なのは、じゃあ、今のあさぎりのほうはどうするのかということで、今、実は、下球磨のほうは、スマートチェンジのほうに分署を持っていきたいということで、今の錦のほうはどうするのかということは、錦のほうの分署もできれば今の分署の隣のほうにおきたいというふうな意向で、今そういう話をしているということでした。

そこで、この件について、非常に時間がかかるということでございますので、改めて、うちの組合、うちの町長であります、吉瀬町長からの詳しい説明は、議員懇談会のほうで説明したいということでしたので、今日は今あった投げかけを報告されて、改めて議員懇談会の中で説明するということでした。どうぞよろしくお願いします。

それと、これ消防の12月定例会して、数字的には文言いせんけども、数字的な文言があれば、私と落合議員のほうで詳しく説明を真摯としますんで、よろしくお願いします。

これで報告終わります。

○議長（宇佐信行議員）

これで、諸般の報告を終わります。

次に、町長及び教育長からの行政報告の申し出があっておりますが、配付しております報告書のとおりということでございます。

詳細については、後でお尋ねになれば説明をしたいということでございます。

これで、行政報告を終わります。

日程第3 「請願・陳情について」

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第3、請願・陳情については、「議員配付一覧表」のとおり、受付番号239の要望書について、議員配付といたしましたので報告いたします。

それでは、ここで町長の提案理由の説明を求めます。

町長、吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬 浩一郎君）

おはようございます。

それでは、令和6年度第5回多良木町議会12月定例会議の提案理由をご説明いたします。

今回、審議をお願いいたします案件は、報告といたしまして、地方自治法第180条及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定に基づき、専決処分をさせていただきました損害賠償の額を定めることについてが2件でございます。

それから同文議決といたしまして、熊本県市町村総合事務組合と人吉球磨広域行政組合の規約変更がそれぞれ1件、次に条例等の議案といたしまして、工事請負変更契約の締結が1件、それから条例の一部改正が6件ございます。

そして令和6年度の補正予算といたしまして、一般会計特別会計合わせまして、5件でございます。

人事案件といたしましては、任期満了に伴います監査委員の選任についてが1件、全部で17件でございます。

詳細につきましては、担当課長のほうからご説明いたしますので、全議案とも、可決いただきますようによりしくお願いいたします、私からの提案理由のご説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第4 「報告第13号」 損害賠償の額を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

町長の提案理由の説明が終わりました。

それでは、日程第4、報告第13号「損害賠償の額を定めることについて」を議題といたします。

報告を求めます。林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君）

報告第13号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定により専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。

次のページをお願いします。

専決処分書の写しでございます。

1、専決処分した事件、損害賠償の額を定めることについて。

2、相手方、熊本県球磨郡あさぎり町免田東2768番地42、澤村隼斗氏。

3、専決処分の理由。令和6年10月16日午後2時頃、本町職員が多良木町大字多良木字平地内の町道産業道路線の除草作業中に、刈り払い機による飛び石で相手方が所有する軽自動車のフロントガラスを損傷させたものでございます。

この事故による損害賠償について示談を成立するため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第2号の規定により専決処分するものでございます。

4、専決処分の内容、損害賠償額19万2,445円。上記金額の内訳車両修繕料19万2,445円でございます。

以上、報告を終わります。

大変申し訳ございませんでした。

○議長（宇佐信行議員）

報告が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これで、報告第13号「損害賠償の額を定めることについて」の報告を終わります。

日程第5 「報告第14号」 損害賠償の額を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第5、報告第14号「損害賠償の額を定めることについて」を議題といたします。
報告を求めます。竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

議案は4ページになります。

報告第14号、専決処分報告についてご説明いたします。

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定により専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。

次のページになります。

専決処分書の写しでございます。

専決処分第5号、1、専決処分した事件、損害賠償の額を定めることについて。

2、相手方、住所、熊本県人吉市上漆田町3289番地2、氏名、香月康代氏。

3、専決処分の理由。本町の会計年度任用職員でございますが、令和6年10月7日午後2時35分頃、人吉球磨クリーンプラザへペットボトルを搬入するため人吉市東漆田町付近を走行中、対向車線によってしまい停車中の相手方に衝突したものです。

この事故による損害賠償について示談を成立するため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第2号の規定により専決処分したものでございます。

4、専決処分の内容、損害賠償額49万9,928円。上記金額の内訳、車両修繕費49万9,928円でございます。

以上で報告を終わります。

大変申し訳ございませんでした。

○議長（宇佐信行議員）

報告が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これで報告第14号「損害賠償の額を定めることについて」の報告を終わります。

日程第6 「議案第39号」 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第6、議案第39号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題といたします。

説明を求めます。東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それでは議案第39号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてご説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和7年3月31日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更するものでございます。

説明につきましては議案説明資料のほうをお願いいたします。

ページは1ページでございます。

主な内容でございますが、規約第3条第10号に規定する交通災害事故から、すいません、事務から山鹿市が脱退することに伴う規約変更の同文議決でございます。

新旧対照表のほうで説明させていただきます。

改正前の別表第2、組合の共同処理する事務でございますが、その中で、山鹿市を削るものでございます。

附則といたしまして、施行期日が令和7年4月1日、経過措置としまして、改正後の別表第2の規定は、規約の施行日以後に発生した交通災害見舞金に係る、関する事務の共同処理について適用し、施行日前の交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例によるとしております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

はい。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号「熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 「議案第40号」 人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（宇佐信行議員）

次に日程第7、議案第40号「人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題といたします。

説明を求めます。東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それでは、議案第40号についてご説明いたします。

人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務を変更し、人吉球磨広域行政組合規約の一部を次のとおり変更するものでございます。

説明のほうにつきましては、議案説明資料のほうでお願いいたします。

ページは2ページでございます。

議案の主な内容でございますが、広域行政事務の実施及び連絡調整に関する事務を、派遣職すいません、職員派遣の根拠として規約を存続させていたが、令和5年度をもって一般社団法人人吉球磨観光地域づくり協議会への職員派遣が終了したことから、今回規約の変更、削除でございますが、行うことへの同文議決でございます。

新旧対照表のほうで説明させていただきます。

第3条、組合の共同処理する事務中、上記の主な内容によりまして不要となった第1号及び第2号を削除するものでございます。

また第5章につきましても上記の主な内容によりまして不要となったため削除するものでござ

ざいます。

附則といたしまして、この規約は知事の許可のあった日から施行するとしております。
どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

説明が終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。
したがって、議案第 40 号「人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」は、原案のとおり可決されました。
これから上程します、日程第 8、「議案第 41 号」から日程第 19、「議案第 52 号」までの議案については、本日は説明のみを行っていただき、4 日目の 12 月 13 日に審議採決をお願いしたいと思います。
また、これから先のタブレット操作は、シェアモードでお願いいたします。

**日程第 8 「議案第 41 号」 令和 6 年度庁舎防災用非常電源設備整備工事
請負変更契約の締結について**

○議長（宇佐信行議員）

それでは、日程第 8、議案第 41 号「令和 6 年度庁舎防災用非常電源設備整備工事請負変更契約の締結について」を説明を求めます。
椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君）

それでは、議案第 41 号についてご説明申し上げます。
令和 6 年度庁舎防災用非常電源設備整備工事請負変更契約の締結について。
当初請負契約については、令和 6 年 6 月 14 日第 1 回多良木町議会（6 月定例会議）において議決を経ていたが、その後工事内容の一部変更により増額及び工期を延長すべき事由が生じたので、下記のとおり請負変更契約を締結するものとするものでございます。
内容についてでございますが、変更箇所としまして、事項名、契約金額、変更前、1 億 7,050 万円、うち取引に係る消費税額 1,550 万円。変更後、1 億 7,653 万 7,240 円、内訳としまして、変更前請負契約金額、1 億 7,050 万円、請負変更契約金額、603 万 7,240 円、うち取引に係る消費税額、54 万 8,840 円。
工期につきましては、変更前、令和 6 年 6 月 18 日から令和 7 年 2 月 28 日まで。変更後、令和 6 年 6 月 18 日から令和 7 年 3 月 28 日までに延長するものでございます。
提案理由につきましては、本契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。
以上で説明を終わります。
どうぞよろしくお願いいたします。

**日程第9 「議案第42号」 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理
に関する条例を定めることについて**

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第9、議案第42号「地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて」、説明を求めます。

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それでは、議案第42号についてご説明いたします。

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて。

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例は、次のとおり定めることとするものでございます。

説明につきましては議案説明資料のほうで行わせていただきます。そちらのほうをお願いいたします。

ページのほうは3ページのほうでございます。開きます。

主な内容につきましては、地方自治法の一部改正が行われ、第243条の2の7が追加されました。このため、引用箇所で条ずれが発生しているため、関係する条例の整理を行うものでございます。

新旧対照表のほうで説明させていただきます。

第1条関係、多良木町監査委員に関する条例の一部改正でございますが、第8条で、出納職員等の賠償責任の決定を規定してありますが、地方自治法の一部改正により条ずれが生じたため、引用部分の改正をするものでございます。

次に第2条関係、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正でございますが、第3条で、職員の賠償責任に基づく債務の免除を規定してあるが、地方自治法の一部改正により条ずれが生じたため、引用部分の改正をするものでございます。

次に第3条関係、多良木町上水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正でございます。第6条で、議会の同意を要する賠償責任の免除を規定してあるが、地方自治法の一部改正により条ずれが生じたため、引用部分の改正をするものでございます。

附則といたしまして、この条例は地方自治法の一部を改正する法律附則第1項第3号に定める日から施行するとしております。

どうぞよろしく願いいたします。

**日程第10 「議案第43号」 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例を定めることにつ
いて**

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第10、議案第43号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて」、説明を求めます。

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それでは、議案第43号についてご説明申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

説明につきましては議案説明資料のほうで行わせていただきます。

すいません。

議案の主な内容でございますが、刑法等の一部を改正する法律により、自由刑のうち懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑一本化される。

これに伴い、条例に定めることのできる罰則について規定している地方自治法第 14 第 3 項も改正されます。

このため、「懲役」や「禁錮」について用語を改正する必要があるので、関係する条例の整理を行うものでございます。

○議長（宇佐信行議員）

ちょっと暫時休憩します。

ちょっと事務のですね。

（午前 10 時 40 分休憩）

（午前 10 時 41 分開議）

○議長（宇佐信行議員）

よろしいですか。

はい、休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（東 健一郎君）

それでは、新旧対照表のところから説明させていただきます。

第 1 条関係、多良木町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正、第 54 条、第 55 条、第 56 条の本文中「懲役」を「拘禁刑」に改正するものでございます。

次に第 2 条関係でございますが、多良木町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正、第 8 条本文中、「禁固刑」を「拘禁刑」に改正するものでございます。

次に同条本文中、「交通事故」を「事故」に改正するものでございます。

これにつきましては、職員の失職例外適用条件につきまして、交通事故に限定せず、事故全般を対象とするものでございます。

また附則中多良木町一般職の職員の給与に関する条例の次に「（昭和 30 年多良木町条例第 4 号）」を加えるものでございます。

これにつきましては、記載漏れでございました。

申し訳ございません。

次の第 3 条関係でございますが、多良木町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、第 19 条の 2、第 19 条の 3 本文中、「禁錮」を「拘禁刑」に改正するものでございます。

次に第 4 条関係、多良木町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正でございますが、第 4 条本文中「禁固」を「拘禁刑」に改正するものでございます。

附則といたしまして、施行期日が第 1 条、この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日、令和 7 年 6 月 1 日からでございますが、から施行するということでございます。

ただし、第 2 条中多良木町職員の分限の手續及び効果に関する条例第 8 条第 1 項の改正規定（「交通事故」を「事故」に改める部分に限る。）につきましては、公布の日から施行するとしております。

次に、経過措置といたしまして、第 2 条、この条例の施行前にした行為の処罰につきましては、なお従前の例によるとしております。

あと、第 3 条、第 4 条、第 5 条とございますが、こちらにつきましては省略させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 11 「議案第 44 号」 多良木町一般職の職員の給与に関する条例
及び多良木町一般職の任期付職員の採用及
び給与の特例に関する条例の一部を改正す
る条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 11、議案第 44 号「多良木町の一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて」、説明を求めます。

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それでは議案第 44 号につきましてご説明申し上げます。

多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて。

多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするをいたしております。

説明につきましては議案説明資料のほうで行わせていただきます。

それでは議案の主な内容でございますが、令和 6 年度、すいません、令和 6 年人事院勧告が実施されたことに伴い、月例給の月額、期末手当及び勤勉手当を引き上げるための一部改正でございます。

なお、今回議案として提案申し上げるのは、施行期日等が令和 6 年度中のものに限定し、令和 7 年 4 月 1 日施行分につきましては、3 月定例会議へ提案する予定でございます。

また条例改正による、今回の増加でございますが、対象が一般職が 112 名、会計年度任用職員が 58 名、特別職が 13 名となっております、金額につきましては、報酬が 1,019 万 6,000 円、給料が 1,188 万 4,000 円、期末勤勉手当が 1,315 万 6,000 円、超過勤務手当が 29 万 2,000 円ということで、合計 3,552 万 8,000 円となっております。

議案の内容でございますが、新旧対照表のほうで説明させていただきます。

多良木町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正ということで、第 1 条関係でございますが、まず、第 19 条で、期末手当、第 2 項のほうで再任用職員以外の職員につきましては 100 分の 122.5 が 100 分の 127.5 ということで、0.05 月分増ということでございます。

次に第 3 項におきまして、再任用職員の分でございますが、100 分の 68.75 が 100 分の 71.25 ということで、0.025 月分増ということでございます。

次に第 20 条勤勉手当、第 2 項でございますが、第 1 号におきまして、再任用職員以外の職員につきましても、100 分の 102.5 が 100 分の 107.5、0.05 月分の増でございます。

次に第 2 号におきまして再任用職員でございますが、100 分の 48.75 が 100 分の 51.25 ということで、0.025 月分の増ということでございます。

次の別表第 1 でございますが、給料表の改正がございまして、その改正表を付けております。

続きまして、多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正ということで、第 2 条関係でございます。第 5 条、多良木町一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等ということで、第 2 項におきまして、100 分の 170 が 100 分の 175 ということで、0.05 月分増ということでございます。

また第 2 条におきましても、別表がございまして、給料表の改正を行っております。

最後に附則でございますが、第 1 条、施行期日等でございますが、第 1 項、公布の日から施行するとしております。

第 2 項で第 1 条及び第 2 条中の給料表の改正は令和 6 年 4 月 1 日から適用するとしております。

第 3 項におきましては、第 1 条及び第 2 条中の期末手当及び勤勉手当率の改正は令和 6 年 12 月 1 日から適用するとしております。

次の第 2 条におきまして、給与の内払でございますが、第 1 条及び第 2 条の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすとしております。

以上で説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 12 「議案第 45 号」 多良木町ふれあい交流センターえびすの湯
設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 12、議案第 45 号「多良木町ふれあい交流センターえびすの湯設置及び管理に関

する条例の一部を改正する条例を定めることについて」、説明を求めます。

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

議案は 35 ページになります。

議案第 45 号、多良木町ふれあい交流センターえびすの湯設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてご説明いたします。

多良木町ふれあい交流センターえびすの湯設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

ここから先の説明につきましては議案説明資料を用いてご説明いたしますので、議案説明資料をお開きください。

議案説明資料の 6 ページになります。

主な改正の内容でございますが、えびすの湯の営業時間を短縮するため、既存の条例の一部を改正するものです。

まず改正に至った背景でございますが、えびすの湯は、開館して 28 年が経過し、施設の老朽化とともに、修繕費が増加しており、電気料金の大幅な上昇なども合わさって、直近 5 か年平均で年間 4,480 万円のマイナス収支を計上しています。

また、運営費の約 8 割は人件費と光熱水費（主に電気料）が占めている状況であります。

なお、収支改善策として令和 6 年 1 月より入館料を値上げした結果、現時点で入館者数は減少し続けています。

よって、今後も値上げのみによって収支改善を目指しても入館者数の減少に拍車をかけることとなるため、別の手段を用いて収支改善を図る必要性が出てまいりました。

そこで、開館以来 12 時間であった営業時間を 6 時間に短縮することで、人件費を抑制させる効果が期待できます。

併せて、電気料金についても露天風呂及び歩行浴を廃止することで、お湯を沸かす量を減らし、電気料金を圧縮させるといった収支改善策の実施に向け準備を進めたいと考えております。

このような、徹底したコストダウンをはじめ、複合化施設の将来像に関する方針については、令和 6 年 6 月の住民説明会及び広報たらぎ 8 月号にて周知しているところでございます。

今後も、まちづくり推進委員会からの答申に沿った形でコストを抑えながら営業を続け、将来の施設全体の再整備に向け、えびすの湯の運営に努めていく方針でございます。

次に 2、改正の内容でございますが、（1）に改正文を記載しています。

第 6 条第 1 項中「午前 10 時」を「午後 3 時 30 分」に、「午後 10 時」を「午後 9 時 30 分」に改めるとありますのは、現在の営業時間「午前 10 時から午後 10 時」を「午後 3 時 30 分から午後 9 時 30 分」に改正するものでございます。

また、改正後の経費削減効果は、露天風呂などの廃止も含め年間 1,000 万円程度と見込んでいます。

（2）附則で「令和 7 年 4 月 1 日から施行する」と定めて定めることで、十分な周知期間を設けております。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

ここで 1 時間ぐらい経過いたしますので、これで暫時休憩をいたします。

（午前 10 時 56 分休憩）

（午前 11 時 06 分開議）

日程第 13 「議案第 46 号」 多良木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 13、議案第 46 号「多良木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて」、説明を求めます。

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君）

それでは、議案第 46 号、多良木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについてご説明申し上げます。

多良木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

内容につきましては議案説明資料のほうでご説明申し上げます。

主な内容でございますが、家庭的保育事業等における市町村が従うべき運用基準の厚生労働省令「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に規定される、職員の配置基準が改正されたことに伴い、本町関係条例も同様に改正するものでございます。

今回の改正によりまして、職員の配置基準を改善することで、保育士の職務の負担軽減を図ることを目的とするものでございます。

新旧対照表についてご説明申し上げます。

第 29 条、小規模保育事業所 A 型、第 31 条、小規模保育事業所 B 型、第 44 条、保育所型事業所内保育事業所、第 47 条、小規模型事業所内保育事業所の職員の配置基準、それぞれに規定されております、第 2 項、第 3 号、満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童の職員の配置基準を「おおむね 20 人につき 1 人」を「おおむね 15 人につき 1 人」に改正し、第 4 号、満 4 歳以上の児童の職員の配置基準を「おおむね 30 人につき 1 人」を「おおむね 25 人につき 1 人」に改正するものでございます。

附則といたしまして、施行期日、公布の日から施行するものでございます。

経過措置としまして、改正後においても保育士不足により、職員の確保が難しいことが予測されることから、当分の間、改正前の職員の配置基準で対応可とすることを規定するものでございます。

以上で説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 14 「議案第 47 号」 多良木町上水道事業給水条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 14、議案第 47 号「多良木町上水道事業給水条例の一部を改正する条例を定めることについて」、説明を求めます。

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君）

議案第 47 号について説明いたします。

多良木町上水道事業給水条例の一部を改正する条例を定めることについて。

多良木町上水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

これより先は議案説明資料にて説明させていただきます。

それでは議案説明資料に沿って説明いたします。

今回の主な内容としましては、令和 6 年 3 月 29 日付けで「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」及び「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令」が公布されたことに伴い、「水道法」及び「水道法施行令」の一部一部が改正されたことから多良木町上水道事業給水条例第 43 条「布設工事監督者の資格」及び第 44 条「水道技術管理者の資格」に関する要件を改正する必要が生じたため改正するものです。

改正の概要としましては、第 43 条関係としまして、実務経験年数に他分野の実務経験を加味

し、必要な実務経験年数の少なくとも半分は水道に関する実務経験を必要とし、残りの実務経験年数には工業用水道、下水道、道路、河川における設計、積算及び現場監督等の実務経験についても参入可能とするものです。

次に、学歴・学科要件における土木工学科以外の課程で、機械工学、電気工学等の要件を追加するものです。

次に、第9号を削り、第5号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第6号を追加し、第4号を第5号として、第3号の後に第4号を追加しております。

次に、第4号においては、短期大学等卒業者に係る要件を第6号においては、高等学校等卒業者に係る要件を定め追加しております。

次に、第11条として、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理一級合格者の要件を追加しております。

第44条関係でございますが、実務経験年数及び学歴等について改正を行っております。

第6号から第8号を追加規定しております。第6号は、国土交通大臣及び環境大臣の登録者が行う講習会履修について追加規定をしております。第7号につきましては、技術士に係る要件を追加規定しております。第8号は、建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理一級合格者の要件を追加規定しております。

最後に附則としまして施行期日は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

日程第15 「議案第48号」 令和6年度多良木町一般会計補正予算 (第6号)

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第15、議案第48号「令和6年度多良木町一般会計補正予算（第6号）」について、説明を求めます。

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それでは、議案第48号についてご説明申し上げます。

令和6年度多良木町一般会計補正予算（第6号）でございます。

令和6年度多良木町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正ということで、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,477万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億7,472万8,000円とするものでございます。

内容につきましては議案説明資料のほうで説明させていただきます。

こちらのほうをお願いいたします。

今回の議案の主な内容でございますが、給与改定等に伴う人件費の増、各事業の年度末までの支出見込みによる増、前年度事業精算による国県補助金等の返納金の増が主な内容でございます。

また人件費につきましては、人事院勧告等による特別職及び一般職、これは会計年度任用職員を含みますが、これの報酬、給料、職員手当等、共済費全てを合わせた人件費の増でございまして、その合計が4,539万8,000円となっております。

これから事項別明細の主なものにつきましてご説明申し上げます。

まず歳入でございますが、款の14、項の1、目の1、節の3、児童手当負担金576万円でございますが、児童手当対象が令和6年10月分から拡充されることに等に伴う増とということでございます。

次に同じく、節の4、障害者福祉費負担金1,947万4,000円でございますが、障害者自立支援給付費負担金の交付見込みによる増ということでございます。

次に同じく項の2、目の1、節の1、総務費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補

助金 248 万 6,000 円の減でございますが、これは戸籍附票システム改修事業の一部が令和 5 年度事業となったため、今回補正、補助金額の減を行うものでございます。

次に款の 15、項の 1、目の 1、節の 5、障害者福祉費県負担金 974 万 7,000 円でございますが、障害者自立支援給付費県負担金の交付見込による増ということでございます。

次に款の 15、項の 2、目の 4、節の 2、地籍調査費、地積調査事業費県補助金 830 万 4,000 円の減でございます。これは補助金交付決定による減ということでございます。

次に款の 19、項の 1、目の 1、節の 1、繰越金 1 億 2,046 万 2,000 円、これは今回補正の一般財源として追加したものでございます。

次に款の 20、項の 4、目の 4、節の 1、雑入でございますが、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金 302 万 1,000 円でございますが、接種見込み者数増による助成金の増ということでございます。

次からは歳出でございます。

款の 2、項の 1、目の 6、庁舎維持費管理費、すいません、庁舎維持管理費、節の 10、需用費 115 万 8,000 円でございますが、庁舎玄関前ロータリー舗装の修繕でございます。

次に同じく目の 7、施設管理費、節の 10、需用費 172 万 7,000 円でございますが、研修センター 2 階ロビーエアコンの修繕ということでございます。

次に款の 3、項の 1、目の 4、障害者福祉費、節の 19、扶助費でございますが、身体障害者補装具交付事業ということで 100 万円、地域生活支援事業が 123 万 1,000 円、介護・訓練等給付費が 3,794 万 9,000 円ということで、いずれも、年度末までの支出見込みによる増ということでございます。

次に同じく節の 22、償還金利子及び割引料 1,151 万 2,000 円でございますが、令和 5 年度障害者医療費国庫負担金等の精算による国県補助金等の返納金ということでございます。

次に同じく目の 6、介護保険費、節の 19、扶助費 119 万 2,000 円でございますが、家族介護継続支援事業の年度末までの支出見込みによる増でございます。

次に同じく節の 27、繰出金でございますが、介護保険特別会計繰出金、介護給付費等繰出金でございますが、1,043 万 8,000 円でございます。これは今回の介護保険特別会計補正予算に伴う、一般会計負担金繰出金の増ということでございます。

次に、同じく項の 2、目の 2、児童支援費、節の 19、扶助費、児童手当の 745 万円でございますが、児童手当対象が令和 6 年 10 月分から拡充されること等による増ということでございます。また延長保育事業 150 万円でございますが、延長保育のための扶助費基準額が変更されたことによる増ということでございます。

次に同じく節の 22、償還金利子及び割引料 750 万 5,000 円、令和 5 年度教育-保育給付交付金等の精算による国県補助金等返納金でございます。

次に同じく目の 3、学園費、節の 12、委託料 247 万 5,000 円、これは多良木学園園舎屋根修理工費用の 1/2 を町負担とし、指定管理委託料として支払うものでございます。

次に款の 4、項の 1、目の 1、保健衛生総務費、節の 19、扶助費 451 万 5,000 円でございますが、子ども医療費扶助の年度末までの支出見込みによる増ということでございます。

次に同じく目の 2、予防費、節の 12、委託料 382 万 9,000 円、高齢者インフルエンザ個別予防接種・新型コロナ個別予防接種の年度末までの支出見込みによる増ということでございます。

次に同じく節の 22、償還金利子及び割引料 393 万 4,000 円でございますが、令和 5 年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金等の精算による国県補助金等の返納金でございます。

次に、款の 6、項の 1、目の 3、農業振興費、節の 7、報償費 100 万円でございますが、多良木町農林商工担い手就業祝金ということで、新規農業就業者 2 名分でございます。

次に同じく目の 6、堆肥センター管理費、節の 10、需用費 213 万 8,000 円、これは落雷による堆肥センター設備の修繕費でございます。

次に同じく目の 8、地籍調査費、節の 12、委託料でございますが、1,091 万 7,000 円の減ということで、これは入札残による減ということでございます。

次に款の 7、項の 1、目の 2、商工業振興費、節の 7、報償費 100 万円でございますが、多良木町農林商工担い手就業祝金、新規商業就業者 2 名分ということでございます。

次に款の 11、項の 1、目の 2、林業用施設災害復旧費、節の 10、需用費 691 万 8,000 円でございますが、林道の崩土除去、小規模路肩修繕等でございます。

最後に末尾のほうに添付しておりますが、給与費明細書を付けております。
以上で説明を終わらせていただきます。
どうぞよろしくお願いいたします。

**日程第 16 「議案第 49 号」 令和 6 年度多良木町国民健康保険特別会計
(事業勘定) 補正予算 (第 2 号)**

○議長 (宇佐信行議員)

次に、日程第 16、議案第 49 号「令和 6 年度多良木町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 2 号)」について、説明を求めます。

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長 (竹下政孝君)

それでは、議案は 76 ページになります。

議案第 49 号をただいまからご説明いたします。

令和 6 年度多良木町の国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 48 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 1,404 万 5,000 円とするものでございます。

これからの説明につきましては、議案説明資料を用いてご説明いたしますので、議案説明資料をお開きください。

では今回の補正予算の主な内容でございますが、会計年度任用職員の給与等改定に伴う不足額の補正を行うものでございます。

事項別明細書の主なものをご説明いたします。

まず歳入です。

款の 4、項の 1、目の 1、保険給付費等交付金 39 万円の増です。これは報酬等の増額に伴う特別調整交付金の増額となります。

款の 7、項の 1、目の 1、その他繰越金 9 万 4,000 円の増です。これは歳出増に伴う財源充当のため、繰越金を予算化するものでございます。

次に歳出です。

款の 6、項の 2、目の 1、特定健康診査事業費節の 1、報酬 35 万円の増です。節の 3、職員手当等 11 万 6,000 円の増。節の 4、共済費 2 万 2,000 円の増。これらは会計年度任用職員 2 名分の給与等改定に伴う増額となります。

末尾に給与費明細書を添付しております。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

**日程第 17 「議案第 50 号」 令和 6 年度多良木町介護保険特別会計補正
予算 (第 3 号)**

○議長 (宇佐信行議員)

次に、日程第 17、議案第 50 号「令和 6 年度多良木町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)」について、説明を求めます。

新堀福祉課長。

○福祉課長 (新堀英治君)

それでは議案第 50 号、令和 6 年度多良木町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) についてご説明申し上げます。

令和 6 年度多良木町の介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,666 万 3,000

円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16 億 4,961 万 8,000 円とするものでございます。

詳細につきましては議案説明資料にて説明させていただきます。

今回の主な補正でございますが、介護保険給付費及び地域支援事業費について、年度末までの支出を見込み補正を行っております。

また、歳出補正予算の財源分を補正を行っております。

事項別明細書の主なものでございますが、まずは歳入でございます。

款の 3、項の 1、目の 1、介護給付費負担金、節 1、現年度分（国負担金）でございますが、1,623 万 8,000 円の増。

款の 4、項の 1、目の 1、介護給付費交付金、節 1、現年度分（支払基金交付金）2,254 万 6,000 円の増。

款の 5、項の 1、目の 1、介護給付費負担金、節 1、現年度分（介護給付費県負担金）1,090 万 1,000 円の増。

款の 7、項の 1、目の 1、介護給付費繰入金、節 1、現年度分（介護給付費一般会計繰入金）1,043 万 8,000 円の増。

いずれも介護給付費の決算見込み額の増による財源分を補正しております。

次に、款の 3、項の 2、目の 2、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、節 1、現年度分（地域支援事業費（総合事業）国交付金分）でございますが、196 万 2,000 円の減。

款の 4、項の 1、目の 2、地域支援事業支援交付金、節 1、現年度分（地域支援事業支援費支払基金交付金）212 万円の減。

款の 5、項の 2、目の 1、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、節 1、現年度分（地域支援事業費（総合事業）県交付金）98 万 1,000 円の減。

款の 7、項の 1、目の 3、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、節 1、現年度分（地域支援事業費（総合事業）繰入金）98 万 1,000 円の減。

いずれも地域支援事業費の決算見込み額の減による財源分を補正しております。

款の 7、項の 1、目の 2、その他一般会計繰入金、節 1、事務費繰入金 77 万 5,000 円の増。こちらは給与改定に伴います、介護認定調査員報酬等差額分を事務費繰入として計上しております。

款の 8、項の 1、目の 1、繰越金、節 1、繰越金 2,180 万 4,000 円の増、補正予算の財源分として追加しております。

補正後の予算化可能額は 5,756 万 1,000 円となっております。

続きまして歳出でございます。

款の 1、項の 3、目の 1、認定調査等費 78 万円の増。こちらは給与改定に伴います、介護認定調査員人件費差額分を追加しております。

款の 2、項の 1、目の 1、介護サービス等諸費、節 18、負担金補助及び交付金、負担金でございますが、8,477 万 9,000 円の増。こちらは決算を見込み不足分を追加しております。

続きまして、款の 2、項の 2、目の 1、介護予防サービス等諸費、節 18、負担金補助及び交付金、負担金でございますが、309 万円の減としております。こちらも決算を見込み不用分を減額しております。

項の 3、目の 1、高額介護サービス等費、節 18、負担金補助及び交付金、負担金 392 万 6,000 円の増。決算を見込み不足分を追加しております。

款の 2、項の 5、目の 1、審査支払手数料、節 11、役務費、手数料 3 万 4,000 円の増。決算を見込み足分を追加しております。

項の 6、目の 1、特定入所者介護サービス等費、節 18、負担金補助及び交付金、負担金、特定入所者介護サービス費 214 万 6,000 円の減。

款の 3、項の 1、目の 1、介護予防・生活支援サービス事業費、節 18、負担金補助及び交付金、負担金、第 1 号通所事業負担金 743 万 6,000 円の減。

目の 2、介護予防ケアマネジメント事業費、節 18、負担金補助及び交付金、負担金、介護予防ケアマネジメント負担金 72 万 9,000 円の減。こちらは決算を見込み、不足分を減額しております。不用分を減額しております。

節 12、委託料、介護予防マネジメント委託料 31 万 4,000 円。決算を見込み不足分を追加しております。

款の 5、項の 1、目の 1、第 1 号被保険者保険料還付金、節 22、償還金利子及び割引料、過誤納還付金 23 万 1,000 円の増。決算を見込み不足分を追加しております。

末尾に給与費明細書を添付しております。

説明は、以上で説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 18 「議案第 51 号」 令和 6 年度多良木町上水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 18、議案第 51 号「令和 6 年度多良木町上水道事業会計補正予算（第 1 号）」について、説明を求めます。

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君）

それでは、議案第 51 号についてご説明いたします。

令和 6 年度多良木町上水道事業会計補正予算（第 1 号）。

令和 6 年度、第 1 条としまして、令和 6 年度多良木町上水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるものでございます。

第 2 条、収益的収入及び支出の補正でございますが、支出としまして、99 万 2,000 円の増額補正を行っております。

次に、第 3 条としまして、資本的収入及び支出の補正でございますが、当初予算の第 4 条本文括弧書中「減債積立金処分額 2,591 万 4,000 円」を「2,654 万 2,000 円」に改める補正を行っております。

次に資本的収入及び支出でございますが、資本的支出で 62 万 8,000 円の増額の補正を行っております。

これより先は議案説明資料にて説明させていただきます。

今回の上水道事業会計の主な内容としましては、職員及び会計年度任用職員の給与改定に伴い、第 3 条予算「収益的支出」における人件費関係の増額補正、また、量水器（水道メーター）の追加購入に伴う第 4 条予算「資本的支出」における営業設備費の増額補正を行っております。また、補填財源の増額を行っておるものです。

第 2 条、収益的収入及び支出の補正ですが、支出のほうで、第 1 款、第 1 項「営業費用」で 99 万 2,000 円。

第 3 条で、資本的収入及び支出の補正で、支出、第 1 款、第 1 項「建設改良費」で 62 万 8,000 円の増額補正を行っております。

補正により資本的収入が資本的支出額に対し不足する額が 62 万 8,000 円増額することから、減債積立金処分額を 62 万 8,000 円増額し、2,654 万 2,000 円とするものです。

次に予算説明書です。説明を行います。

収益的支出、職員及び会計年度任用職員の給与改定に伴い、款 1、項 1、目 4、節 1 給料、節 2 手当、節 3 賞与引当金繰入額、5 法定福利費繰入額、26、節の 26 報酬それぞれの増額を行っております。

次に資本的支出です。

款 1、項 1、目 1、節 1 量水器購入費で 62 万 8,000 円の増額でございます。

次に、予定損益計算書、税抜になりますが、については、2 営業費用、（4）総係費で 99 万 2,000 円の増、当年度純利益が、この増額補正に伴いまして、99 万 2,000 円減となります。

次に予定キャッシュ・フロー計算書、こちらも税抜ですが、資金期末残高が補正に伴いまして、91 万 7,000 円減少する見込みでございます。

次に予定貸借対照表についてですが、こちらも税抜で、資産の部としまして、資産合計が今回の補正により 91 万 7,000 円減少するものと見込んでおります。

次に負債の部ですが、負債合計で7万5,000円増加いたします。これは、給与改定に伴い引当金が増加したことによるものです。

資本の部の資本合計ですが、99万2,000円減少する見込みでございます。こちらも給与改定に伴い、当年度未処分利益剰余金が減少することによるものでございます。

末尾に給与費明細書を添付しております。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

日程第19 「議案第52号」 令和6年度多良木町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第19、議案第52号「令和6年度多良木町下水道事業会計補正予算（第1号）」について、説明を求めます。

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君）

それでは、議案52号、議案第52号、令和6年度多良木町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条総則、令和6年度多良木町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、収益的収入及び支出の補正でございますが、まず収入としまして、第1款で下水道事業収益で53万8,000円の増です。内容は、第2項の営業外収益が53万8,000円増するものでございます。

次に支出です。

第1款、第1項で営業費用が26万7,000円減少いたします。

これらの内容につきましては後ほどの議案説明資料にて説明させていただきます。

次に、第3条、特例的収入及び支出の補正でございますが、当初予算におきます第4条の2中の「未収金及び未払金の額は70万円及び72万2,400、すみません、722万4,000円である。」を「未収金及び未払金の額は3,000円及び139万1,000円である。」に改めるものでございます。

これから先は、議案説明資料にて説明させていただきます。

今回の補正予算の主な内容としましては、まず収益的収入及び支出ですが、収入で他会計補助金の増額を行っております。

支出です。

職員給与の改定に伴う人件費関係予算の増、球磨川流域下水道維持管理負担金の増、研修会にかかる旅費及び負担金の増、決算見込みに伴う予算の組替えを行っております。

次に、特例的収入及び支出ですが、令和5年度決算報告認定に伴う特例的収入及び支出の確定によるものでございます。

第2条でございますが、収益的収入及び支出の補正としまして、職員2名分の補助金の増額を行っております。

こちらは収入となります。

次に第3条、特例的収入及び支出の補正でございますが、未収金の額としまして69万7,000円の減。未払金の額としまして583万3,000円の減となっております。これは令和5年度多良木町下水道事業特別会計の決算確定によるものとなっております。

次に補正予算の説明に移ります。

説明書の説明ですが、まず収益的収入で、款1、項2、目2、節1他会計補助金で53万8,000円の増、職員給与の改定に伴う増でございます。

次に、収益的支出、款1、項1、目1、節1給料、及び、節2手当及び節3賞与引当金繰入額、それから、節6法定福利費、節7法定福利費引当金繰入額については、給与改定に伴う増額となっております。

次に節の 14、委託料で 189 万 9,000 円の減です。これは決算見込みに伴うもので減となっております。

次に節の 16 修繕料 300 万円の減です。こちらも決算見込みに伴うものです。

次に、款 1、項 1、目 3、節 1 給料、節 2 手当、節 3 賞与引当金繰入額、節 6 法定福利費、節 7 法定福利費引当金繰入額については、給与改定に伴う増額となっております。

次に、節 8 旅費 1 万 5,000 円、節 28 負担金で 1 万 4,000 円の増となっておりますが、こちらは下水道事業が公営企業会計に移行したことに伴いまして、今後予定されるであろう料金等の改定などを見込んだ講習会に参加する予定となっております。

次に、款 1、項 1、目 4 流域下水道維持管理負担金で 406 万 5,000 円の増です。令和 5 年度污水处理費、污水处理負担金の精算に伴う追加負担分となっております。

次に、予定損益計算書、税抜になりますが、2 の営業費用（1）污水管渠費 379 万 2,000 円の減です。決算見込みに伴うものです。

（2）総係費 57 万 2,000 円、給与改定に伴う増となっております。

（3）流域下水道維持管理費、維持管理負担金 369 万 4,000 円、前年度污水处理負担金の精算分と、分を増額しております。

次に 3、営業外費用（1）他会計補助金で 53 万 8,000 円の増、給与改定に伴う補助金となっております。

これらを合わせまして予定損益計算書、当年度の純利益が 6 万 5,000 円になる予定となっております。

次に、予定キャッシュ・フロー、こちらも税抜ですが、1、業務活動によるキャッシュ・フロー、当年度純利益 6 万 5,000 円。

次に、賞与引当金の増額 8 万 8,000 円、法定福利費引当金の増額が 1 万 5,000 円となっております。

これらに伴いまして、資金期末残高は 3,773 万 3,000 円になる見込みでございます。

次に、開始貸借対照表、令和 6 年 4 月 1 日付けでございますが、当初予算においては、予定、予定開始貸借対照表としておりましたが、令和 5 年度多良木町下水道事業特別会計の決算確定に伴いまして、多良木町下水道事業会計における令和 6 年 4 月 1 日現在における開始貸借、開始貸借対照表を次のとおり補正するものです。

資産の部として 762 万 9,000 円の増、負債の部 350 万 3,000 円の減、資本の部 1,113 万 2,000 円の増。

予定貸借対照表としまして、令和 7 年 3 月 31 日の予定でございますが、資産の部、資産合計 1,363 万円、負債の部、負債合計 243 万 3,000 円、資本の部、資本合計としまして 1,119 万 7,000 円になる予定としております。

末尾に給与費明細書を添付しております。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

以上で、日程第 8、「議案第 41 号」から日程第 19、「議案第 52 号」までの説明が終わりました。

以上の議案については、12 月 13 日に審議採決を行います。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

（午前 11 時 53 分散会）